

転入・転出等の届出時に「本人確認」を実施します

役場(千畑庁舎)住民生活課

戸籍年金班 ☎(84)4903 (内線2143,2146)

近年、転入・転出等の住民異動手続において、本人になりすまし、他人の住民票を勝手に書き換える事件が全国で多発しています。

美郷町ではこのような事件は発生していませんが、事件を未然に防ぐために、10月より届出人の「本人確認」を実施します。届出人の方には、たいへんご負担をおかけしますが、ご協力をお願いします。

本人確認の手順等は次のとおりです。

本人確認の対象者●届出人(窓口に来た人)

実施する届出●転入届、転出届、転居届、世帯変更届(世帯主変更など)

本人確認の実施方法●

上記の届出があったとき、総合窓口で届出人が本人であるかを免許証等で確認します。免許証等の写真付身分証明書が無い方は、健康保険証や診察券、社員証などを複数お持ちください。なお、本人や家族以外の方が届出人となる場合(第三者)は、届出に関する委任状(様式は任意)が必要になります。

不正軽油一掃作戦を実施しています

県仙北地域振興局 県税課軽油取引税担当

☎0187(63)5222 ☎0187(63)5227

県では、軽油取引税の悪質な脱税行為につながる不正軽油を一掃するため、不正軽油一掃作戦を実施しています。

ディーゼル車の燃料として通常使用されている軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って消費・販売することは、軽油取引税の脱税行為につながります。

県地域振興局では、10月を「不正軽油一掃強化月間」とし、ガソリンスタンドや道路走行中の車両、工事現場での建設機械などを対象に、燃料の抜取調査を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、不正軽油等の情報がありましたら、ご連絡をお願いします。

「横養祭」を開きます

県立横手養護学校 ☎0182(33)4166

横手養護学校では、次のとおり学校祭「横養祭」を開きます。児童生徒が日ごろの学習の成果を、ステージ発表や作品に込めて精一杯披露しますので、ぜひおいでください。

日時●11月3日(木)

午前9時20分～午後2時15分

会場●県立横手養護学校 高等部校舎
(横手市赤坂字仁坂105-1)

内容●ステージ発表、全校合唱、軽食販売、作業学習
製品販売、バザー

一定面積以上の土地取引には

国土利用計画法に基づく届出が必要です

県建設交通部 建設管理課 ☎018(860)2424

役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎(84)4901 (内線1264)

○一定面積とは

- ・市街化区域 : 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域 : 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外の区域(山林など) : 10,000㎡以上

○誰が届けるの

届出者は土地の取得者(買主、購入者)です。
(相続・贈与で取得した時は不要です。)

○いつ・どこへ届けるの

契約を締結した日から2週間以内に土地の所在する市役所、町村役場へ届け出てください。

○届出をしないとどうなるの

法律で罰せられることがあります。

「違反建築防止週間」について

県建設交通部 建築住宅課 ☎018(860)2565

10月11日から10月17日までは違反建築防止週間です。この週間は、皆さんに建築基準法の目的や内容についてもっと知っていただき、違反建築の防止を図るとともに、建築に関するさまざまな取り組みを行うことによって建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行うものです。

10月12日(水)には、県内各地で一斉公開建築パトロールを実施します。

皆さんも、住宅の安全性について、チェックしてみたいかがですか。

個人事業者の「消費税簡易課税制度」のおしらせ

大曲税務署 個人課税部門 ☎0187(62)2192(直通)

消費税の申告が必要な個人事業者の方のうち、前々年の課税売上高が5,000万円以下の場合は、届出により「簡易課税制度」が選択できます。

「簡易課税制度」とは、課税売上高から簡便な方法で納付税額を計算できる特例制度です。

個人事業者の簡易課税制度選択の届出書は、「平成17年において新たに課税事業者となった方、平成18年において課税事業者である方」とも、平成17年12月31日までに税務署に提出する必要があります。

選択する方は届出書を忘れずに提出してください。

また、個人事業者の消費税の納税には、安全・便利な振替納税をご利用ください。